

## むつ都市計画用途地域の変更（むつ市決定）

都市計画用途地域を次のように変更する。

種類	面積	建築物の延べ面積の敷地面積に対する割合	建築物の建築面積の敷地面積に対する割合	外壁の後退距離の限度	建築物の敷地面積の最低限度	建築物の高さの限度	その他及び備考
第一種低層住居専用地域	約 527ha	8/10 以下	5/10 以下	—	—	10m	
第一種中高層住居専用地域	約 223ha	20/10 以下	6/10 以下	—	—	—	
第二種中高層住居専用地域	約 21ha	20/10 以下	6/10 以下	—	—	—	
第一種住居地域	約 315ha	20/10 以下	6/10 以下	—	—	—	
第二種住居地域	約 125ha	20/10 以下	6/10 以下	—	—	—	
準住居地域	約 48ha	20/10 以下	6/10 以下	—	—	—	
近隣商業地域	約 58ha	20/10 以下	8/10 以下	—	—	—	
商業地域	約 36ha	40/10 以下	8/10 以下	—	—	—	
準工業地域	約 97ha	20/10 以下	6/10 以下	—	—	—	
工業地域	約 31ha	20/10 以下	6/10 以下	—	—	—	
工業専用地域	約 135ha	20/10 以下	6/10 以下	—	—	—	
合計	約 1,616ha						

「種類、位置及び区域は計画図表示のとおり」

### 理由

むつ市都市計画マスタープランにおいて、国道 279 号バイパス、国道 338 号バイパス及び下北半島縦貫道路が交差する箇所において、インターチェンジ接続箇所としての環境づくりを進める方針が定められている。

このことから、柳町地区都市機能誘導区域として、土地利用の適正化及び活性化を図り、コンパクトなまちづくりを推進するとともに良好な都市環境の構築を図るため、用途地域の変更を行うものである。